



報道発表資料の配付日時 10月21日(水) 16時00分

発表項目 (行事名)	令和2年度(2020年度)「新商品トライアル制度」認定企業の募集について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
	—	発表場所	
概要	<p>道では、「新商品トライアル制度」認定企業の募集をします。</p> <p>この制度は、中小企業者等の受注機会の確保・拡大や販路開拓の支援を目的に、道内中小企業者等が新たに開発した新商品や新役務について知事が認定するものであり、これまでに114企業148商品が認定されています。</p> <p>■認定申請 道内に本店を有する中小企業者等が、新商品・新役務の内容や販路開拓等の計画を記載した計画書を作成する必要があります。また、商品・役務の新規性や計画が適切であることなどの要件を満たす必要があります(詳しくは、別紙募集チラシをご覧ください)。</p> <p>■認定後 「トライアル新商品」として3年間、特定随意契約に係る登録名簿に登載し、道の機関において随意契約制度などを活用して購入に努めるとともに、認知度向上や販路拡大など、さらなるステップアップを図るため、企業の取組や商品のPRなどを支援しています。</p> <p>■募集スケジュール等 令和2年(2020年)10月21日(水)から令和2年(2020年)12月21日(月) ※経済部地域経済局中小企業課小規模企業係で受付しております。</p> <p>■問い合わせ先 経済部地域経済局中小企業課小規模企業係へ (☎011-204-5331 [直通])</p> <p>■ホームページアドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/sanshin/trial/bosyu.htm</p>		
参考	<p>【添付資料】</p> <p>・令和2度(2020年度)新商品トライアル制度 募集のご案内</p>		

報道(取材)に当たってのお願い	この制度は、中小企業者等の受注機会の確保・拡大や販路開拓を目的に、道自らが随意契約制度などを活用して、積極的に商品・役務の購入に努めるものであり、広く道内中小企業者等の参加を募りたいと考えていますので、積極的な報道をお願いします。		
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク	北海道経済記者クラブ	

担当 (連絡先)	経済部地域経済局中小企業課小規模企業係 (担当者: 栗林) TEL ダイヤルイン 011-204-5331 内線 26-204		
-------------	---	--	--

新商品・新役務の販路拡大をお考えの道内中小企業者等の皆様へ
～中小企業者等の新商品や新役務の調達の機会を拡大します～

令和2年度(2020年度)新商品トライアル制度
募集のご案内

道では、生産性の向上や住民福祉の向上等に資する新商品・新役務を知事が認定し、販路開拓を支援する「新商品トライアル制度」を実施しています。
令和2年度(2020年度)の募集を次により行いますので、たくさんのご応募をお待ちしております。

1. 申請受付期間

令和2年(2020年)10月21日(水) ～ 12月21日(月)

※本制度に係る募集要領、申請書様式は、北海道のホームページからダウンロードできます。

【道ホームページURL】

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/sanshin/trial/bosyu.htm>

2. 応募できる方

次のいずれかに該当する方が応募できます。

- (1) 道内に本店を有する中小企業者
- (2) 道内に住所を有する個人
- (3) 道内に主たる事務所を有する北海道市民活動促進条例第6条に掲げる市民活動団体(NPO)
- (4) 道内の事業協同組合等

3. 対象となる新商品・新役務

新規に開発・提供された商品又は役務で、技術の高度化や生産性の向上、住民福祉の向上等に寄与し、次の要件(抜粋)を満たすものです(詳細は募集要領をご覧ください。)

- (1) 申請時点において、既に道内で販売され、かつ、販売開始から5年を経過していないこと。
- (2) 道の機関で、今後3年以内に購入する見込みがあること。
- (3) 道内で生産する新商品は、道内の工場で生産又は加工したものであること。
- (4) 新商品又は新役務について適用される関係法令等を遵守していること。

4. 認定されると?(その1)

(1)道は、必要な機能や数量、価格、予算等を勘案し、随意契約制度などの活用により認定商品・役務の購入に努めます。

●認定実績(例)

・ルーフトレインの掃除機「BWD」

ステンレス製ブラシ付きカバーが風力により回転し、ルーフトレインを自動清掃する装置

・寒地型車両突入防止バリアード「HERCULESヘラクレス」

運搬・設置・撤収が容易な移動式構造のテロ車両・暴走車両による衝突・突入防止用バリアード

●購入実績(例)

・椅子型担架

座面と背もたれを作るフレーム部分を折り曲げて椅子型にした担架

・制菌加工フィルター

菌の増殖を抑制する機能を備えたフィルター

4. 認定されると？(その2)

(2)表彰企業プレミアムパッケージ事業(認定後の支援)

道では認定を受けた企業の認知度向上や販路拡大など、さらなるステップアップを図るため、企業の取組や商品をPRするとともに、金融支援を行っています。

- ・受賞技術、商品を道庁本庁舎1階道政広報コーナー等でPR
- ・低利で融資する、北海道中小企業総合振興資金の「政策サポート」枠の優遇金利を適用(資金用途:事業資金 融資金額:1億円)等

5. 申請方法・提出先

新商品又は新役務ごとに、北海道経済部地域経済局中小企業課小規模企業係まで、申請書類を紙で1部、郵送(必着)または持参してください。申請書類(認定申請書、計画書)の様式は、道のホームページでダウンロードできます。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/sanshin/trial/bosyu.htm>

●申請書類一覧(各1部添付してください。)

- ①認定申請書、計画書
- ②定款(個人の場合は住民票)
- ③最近2営業期間の貸借対照表、損益計算書等を含む決算報告書
- ④道税、消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明(直近1年分)
- ⑤新商品に関する資料(カタログ、写真、プレゼン資料等)

●申請書提出先

〒060-8588

北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道経済部地域経済局中小企業課小規模企業係

6. 留意事項

- (1)本制度での認定により、道が品質等を保証するものではありません。
- (2)認定しても道の購入を確約するものではありません。
- (3)認定した商品を道が工事で使用または発注する場合、本制度による随意契約は適用されません。
- (4)申請書類及び添付書類に記載された個人情報、本事業に関してのみ使用します。
- (5)申請書類に含まれる著作物等の著作権は道には帰属しませんが、公表その他本事業に関して必要と認める用途に用いる場合には、道はこれを無償で使用できるものとします。
- (6)申請する商品が、第三者の特許権などの産業財産権その他日本国の法令に基づいて保護される権利に抵触する場合には、その責任は申請者が負うものとします。

※このパンフレットは概略を説明したものです。申請にあたっては、必ず、道のホームページで、「募集要領」や「Q&A」をご覧になり、記載された事項を了承の上、提出してください。

7. お問い合わせ先

北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 小規模企業係

TEL:011-204-5331(直通)

E-mail: keizai.chushokigyo@pref.hokkaido.lg.jp